

建設工事等における情報共有システム活用試行要領

令和7年7月22日

総務部総務課

(趣旨)

第1条 この要領は、日向市が発注する建設工事等（営繕工事を除く）において、情報共有システムの活用を試行するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 情報共有システム

公共事業において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換、共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

(2) 工事帳票

工事帳票とは、日向市建設工事共通仕様書で定義する「書面（※）」をいう。具体的には、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「報告」及び「通知」の行為に必要な工事帳票及びその添付書類をいう。

※ 書面とは、手書き、印刷等による工事打合せ簿等をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告及び通知が行われた工事帳票については、署名及び押印がなくても有効とする。（日向市建設工事共通仕様書 第1編 第1章 1-1-2用語の定義）

(対象工事)

第3条 情報共有システム活用試行対象工事は、入札公告（指名通知）及び特記仕様書において、「情報共有システム活用試行対象工事」である旨を記載するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、発注者の同意があった場合は、受注者は情報共有システムを活用することができる。ただし、受注者は、工事着手前に発注者に協議するものとする。

入札公告等の例

その他の事項

本工事は、情報共有システム活用試行対象工事である。

特記仕様書記載例

第〇条 情報共有システムの活用

本工事は、情報共有システム活用試行対象工事とする。

試行にあたっては、「建設工事等における情報共有システム活用試行要領」に基づき行う。

試行要領は、日向市ホームページから入手できる。

(トップ>産業・経済・ビジネス>入札・契約>入札制度)

- 3 情報共有システムの活用は、受注者からの希望により、受発注者が協議の上で実施する「受注者希望型」方式とする。
- 4 受注者は、工事着手前に、第5に示す情報共有システムを選定し、発注者に連絡するものとする。

(情報共有システム利用料)

- 第4条 建設工事等における情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料等）は、「土木工事積算基準」、「水道事業実務必携」、「下水道用設計標準歩掛表」及び「土地改良工事積算基準」等の共通仮設費に含まれている。共通仮設費等の率計上分に含まれていない積算基準書に基づく工事については、費用の積み上げ計上は行わないものとする。
- 2 積算基準書以外に基づく工事について、情報共有システムを利用する場合は、受注者負担とする。

(情報共有システム)

- 第5条 本試行において利用できる情報共有システムは、国土交通省のホームページに掲載されているASPベンダーのものとする。
- 2 発注者及び受注者は、情報共有システムにおいて奨励される機器動作環境やネットワーク環境について確認を行い、利用開始までに利用可能環境を用意すること。
 - 3 受注者のシステム利用者は、現場代理人、主任技術者（監理技術者等）に限らず、処理状況や協議内容等の確認体制を構築することを推奨する。
 - 4 受注者は、工事検査日の翌々月までは、情報共有システムで工事帳票等のダウンロードが可能にするものとする。
 - 5 受注者の責によらない不測の事態が生じ、情報共有システムの利用が困難となった場合は、受発注者の協議により情報共有システムの利用を止めることができる。その際には、情報共有システム内のデータを速やかに電子記録媒体へ保存するものとする。

(工事帳票)

- 第6条 情報共有システムで交換・共有する工事帳票は、表1を基本とする。
 なお、表1以外の工事帳票についても、協議により交換・共有できるものとする。

表1

1 工事打合せ簿	5 工事履行報告書
2 材料確認書	6 休日及び夜間作業届
3 段階確認書	7 その他協議書類
4 現地調査・立会書	

- 2 情報共有システムで処理を行う工事帳票における電子署名・電子押印については、紙への署名・押印と同等の処理ができることから、「書面」として認めるものとする。ただし、紙と同等の原本性を確保するため、施工中においては、工事帳票の変更履歴を記録し、工事完成後において紙出力しても受発注者の署名・押印と同等の処理がされていること。

(セキュリティ対策)

- 第7条 情報共有システムの使用に必要となるID・パスワードについては、利用者のみが知り得るものとし、それ以外の第三者へ漏洩しないよう管理を徹底すること。
- 2 情報共有システムを使用する端末のウイルス感染を防ぐため、ウイルス対策を行っている端末を使用すること。
 - 3 共有データのウイルス感染が発覚した場合は、速やかに連絡す受発注者間で対策を行うこと。
 - 4 工事関係データの管理を徹底すること。(定期的なバックアップなど)
 - 5 その他情報セキュリティに関する基準、法令等を遵守すること。

(成果品)

第8条 情報共有システムで交換・共有した工事帳票であっても、紙媒体での提出とする。

(その他)

- 第9条 本要領に定めのない事項に関しては、「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン(国土交通省)」を準用するほか、受発注者協議により定めるものとする。
- 2 業務委託についても受注者の希望により対象とすることができる。その際のシステム利用に係る費用については、受注者の負担とする。

附 則

この要領は、令和7年7月23日から施行する。